

規格・基準等の事前意図公告

[この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1及び第5条6.1に基づく  
ものです。]

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について

下記のとおり道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する予定ですので、お知らせいたします。ご意見のある場合は、下記の要領でご提出ください。

記

1. 件 名 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正
2. 対 象 品 目 自動車（関税番号 87.01～09, 87.11, 87.13～87.16）
3. 内 容 方向指示器、車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯、前部霧灯、前照灯、前照灯洗浄器、灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置等に係る基準について、「車両等の型式認定相互承認協定（略称）」に基づく規則（協定規則）との整合化を図るための改正を行う。
4. 施 行 予 定 日 2010年8月19日
5. 意 見 提 出 先 国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課  
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3（〒100-8918）  
電話 03-5253-8111（代表）
6. 意 見 提 出 期 限 2010年7月20日